



年末・年始 市の業務

年末・年始の休業期間は、次のとおりです。
■が休みです。

| 施設名 | 12月 | | | | | 1月 | | | |
|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 27日(土) | 28日(日) | 29日(月) | 30日(火) | 31日(水) | 1日(木) | 2日(金) | 3日(土) | 4日(日) |
| 市役所本庁、各支所(※1) | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 市役所本庁の自動交付機 | | | | | | | | | |
| サン・シープラザ | | | | | | | | | |
| 本郷・久井・大和保健福祉センター | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 芸術文化センター ポポロ | | | | | | | | | |
| 児童館 | | | | | | | | | |
| 市民福祉会館 | | | | | | | | | |
| リージョンプラザ | | | | | | | | | |
| ゆめきやりあセンター | | | | | | | | | |
| 大和勤労福祉センター | | | | | | | | | |
| 各人権文化センター | | | | | | | | | |
| 中央図書館、本郷図書館、久井図書館、大和図書館 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 歴史民俗資料館 | | | | | | | | | |
| 中央公民館、各公民館・コミュニティセンター | | | | | | | | | |
| 地域学習センター(さざなみ学校) | | | | | | | | | |
| 本郷生涯学習センター | | | | | | | | | |
| くい文化センター | | | | | | | | | |
| 大和文化センター | | | | | | | | | |
| 三原運動公園 | | | | | | | | | |
| 久井運動公園 | | | | | | | | | |
| 白竜湖スポーツ村公園 | | | | | | | | | |
| 本郷体育センター | | | | | | | | | |
| 北方グラウンド・ゴルフ場 | | | | | | | 無料開放 | | |
| 清掃工場、不燃物処理工場(※3) | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| ストックヤード(清掃工場内) | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| エコワイズセンター(久井地域)(※3) | | | | | | | | | |
| し尿の収集(※4) | | | | | | | | | |
| 斎場(三原市斎場・本郷斎場・やすらぎ苑・西和苑) | | | | | | | | | |

- ※1 出生、死亡、婚姻など戸籍の届け出や埋火葬、斎場の申請などは、上記期間に関わらず市役所本庁地下1階、または各支所の警備室で受け付けます。
- ※2 12月30日(火)～1月3日(土)は開園時間が8時～17時(1月1日(木)は13時～17時)となります。
- ※3 詳しくは各地域のかんきょうカレンダーを参照。問い合わせは環境管理課(☎0848・63・1210)へ。
- ※4 問い合わせは汚泥再生処理センター(☎0848・66・0405)へ。

☎0848・67・6138
議事事務局

| と き | 内 容 |
|--------|-------------|
| 5日(金) | 本会議:開会 |
| 9日(火) | 本会議:一般質問 |
| 12日(金) | 本会議:一般質問予備日 |
| 15日(月) | 常任委員会 |
| 17日(水) | 補正予算特別委員会 |
| 19日(金) | 本会議:閉会 |

市議会定例会の日程(予定)

次の日程(予定)で、12月定例会が開催されます。

市議会は公開しています。傍聴は当日、議事事務局で受け付けます。

定員 本会議 45人
各委員会 5人程度

※定員を超えたときは、入場できない場合があります。



加入者みんなで健康を支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けるための医療保険制度です。国保は、市民の皆さんからの保険税と国・県・市・支払基金からの公費で賄われています。安定した国保財政を維持するため、理解と協力をお願いします。

表1 70歳未満の人の来年1月以降の自己負担限度額(月額)

| 所得区分 | 総所得金額など | 適用区分 | 3回目まで | 4回目以降 |
|----------|--------------------------|------|--|----------|
| | | | 252,600円 + 医療費が842,000円を超えたときは、超えた分の1% | 140,100円 |
| 上位所得者 | 901万円超 | ア | | |
| | 600万円超 901万円以下 | イ | 167,400円 + 医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1% | 93,000円 |
| 一般 | 210万円超 600万円以下 | ウ | 80,100円 + 医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1% | 44,400円 |
| | 210万円以下 (住民税非課税世帯を除く) | エ | 57,600円 | |
| 住民税非課税世帯 | | オ | 35,400円 | 24,600円 |

※適用区分のア～オは限度額適用(標準負担額減額)認定証に表示される記号です。

※所得の申告がない場合は「ア」の適用区分とみなされます。

同じ月内の医療費の自己負担が限度額を超えたときは、超えた分が申請により高額療養費として支給されます。制度改正により、来年1月から70歳未満の

70歳未満の人の自己負担限度額が変わります(高額療養費)

現在、限度額適用認定証または限度額適用標準負担額減額

◆限度額適用(標準負担額減額)認定証を郵送します

人の自己負担限度額は表1のとおりとなります。 ※70歳以上の人の自己負担限度額に変更はありません。

認定証を持っている70歳未満の人は、自己負担限度額の変更のため、認定証の有効期限が今月末までになっています。改正後の区分を適用した来年1月から使用できる認定証を今月中に郵送します。

表2 医療費と介護費用で合算したときの自己負担限度額(年額・世帯ごと)

| 年齢 | 所得区分 | 対象者 | 限度額 |
|--------|----------|---|-------|
| 70歳未満 | 上位所得者 | 基礎控除後の総所得金額などが、世帯の国保被保険者全員の合計で600万円を超える世帯の人。所得の申告がない場合も上位所得者とみなされます | 126万円 |
| | 一般 | 市民税が課税されている世帯で、上位所得者以外の人 | 67万円 |
| | 市民税非課税世帯 | 世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯の人 | 34万円 |
| 70～74歳 | 現役並み所得者 | 自己負担の割合が3割の人 | 67万円 |
| | 一般 | 市民税が課税されている世帯で現役並み所得者以外の人 | 56万円 |
| | 低所得者Ⅱ | 世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯の人(低所得者Ⅰ以外の人) | 31万円 |
| | 低所得者Ⅰ | 世帯主と国保被保険者全員が市民税非課税世帯で、各所得が必要経費・控除(年金の控除額は80万円)を差し引いたときに0円になる世帯の人 | 19万円 |

※所得区分は、今年7月31日の医療保険の世帯区分に応じて判定します。

国保と介護保険で支払った金額の合計額が表2の自己負担

医療費と介護費用が高額になったら(高額介護合算療養費)



国保だより

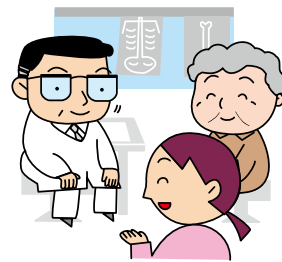
表3 平成26年8月～平成27年7月の自己負担限度額

| 所得区分 | 総所得金額など | 限度額 |
|-------|-------------------|-------|
| | 901万円超 | |
| 上位所得者 | 600万円超 901万円以下 | 135万円 |
| | 210万円超 600万円以下 | 67万円 |
| 一般 | 210万円以下 | 63万円 |
| | 住民税非課税世帯 | 34万円 |

※高額介護合算療養費の改正後の自己負担限度額は平成27年7月31日の医療保険の世帯区分に応じて判定します。そのため、改正後の自己負担限度額は来年度以降の適用となります。

限度額を超えたときは、申請する額を超えた額が支給されます。
 対象者 今年7月31日時点で国保の資格がある人
 対象期間 平成25年8月1日から平成26年7月31日
 ※対象世帯には今月、案内文書を送付します。
 ※対象期間中に医療保険の種類が変わった人は、案内文書が届かなくても支給対象になることがあります。詳しくは、保険医療課へ相談してください。
 ※高額介護合算療養費についても、制度改正により、70歳未満

☎ 保険医療課
0848・67・6050

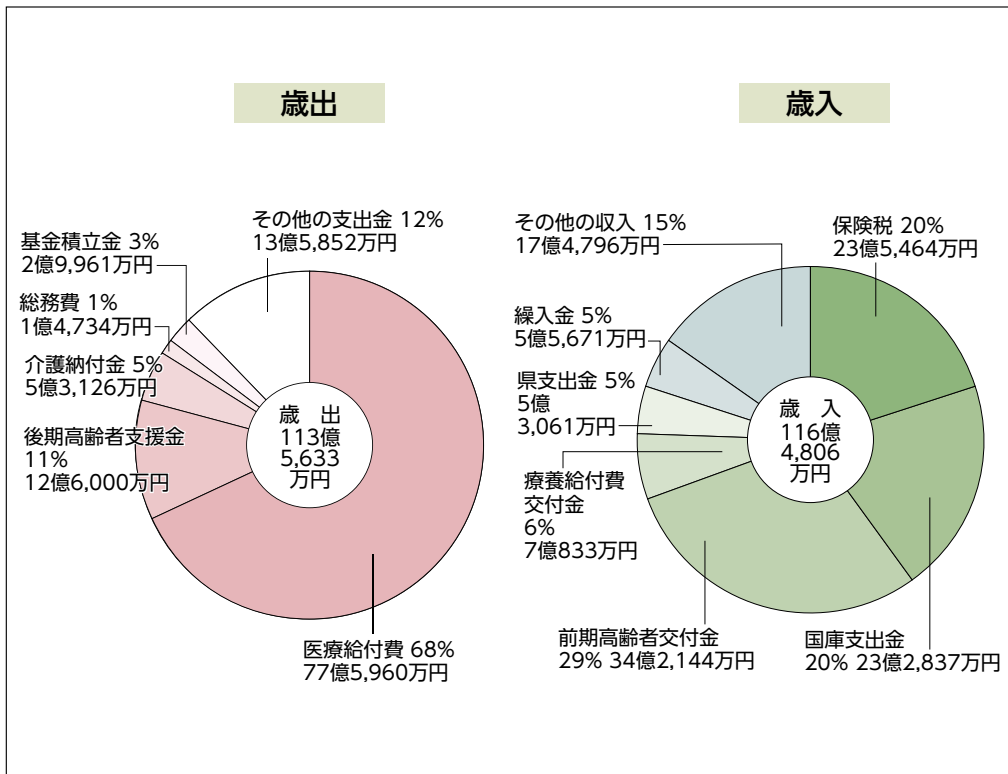


の方については所得区分と限度額が表3のとおり変わります。

平成25年度決算

平成25年度の国保会計は、約2億9,100万円の黒字でした。ジェネリック医薬品の使用促進などにより医療給付費の伸びが前年度比0.6%増にとどまったことや、国の特別調整交付金

(経営努力分)の増額などが要因です。
 医療給付費は、歳出の約7割を占めています。
 黒字分は平成26年度に繰り越され、国庫・県費などの精算返還金や平成26年度予算での基金繰入の解消などに使っています。





みんなで高齢者を支える介護保険

介護保険は、加齢による病気などで介護が必要と認められた人に、入浴や食事などの介護や機能訓練、看護などのサービスを提供し、いつまでも住み慣れたまちで安心して生活できるよう社会全体で支え合う制度です。

ここでは、平成25年度の介護保険事業の収支をお知らせします。

図1 65歳以上の人口と高齢化率の推移

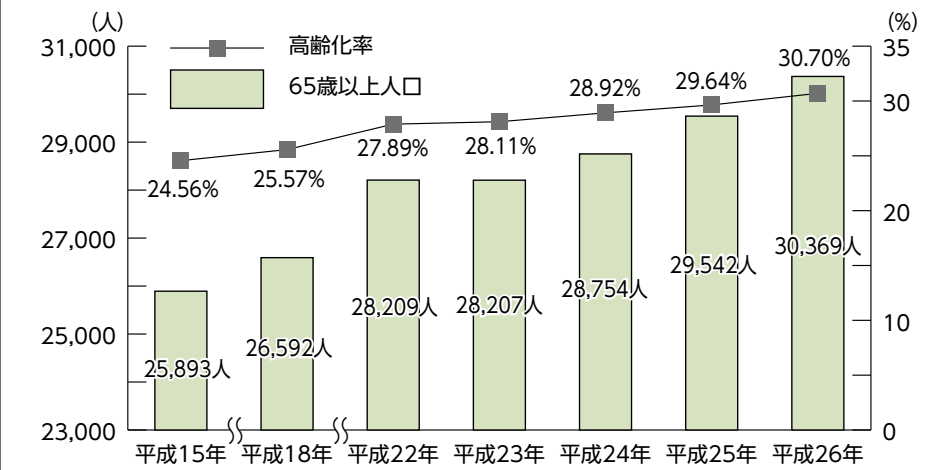
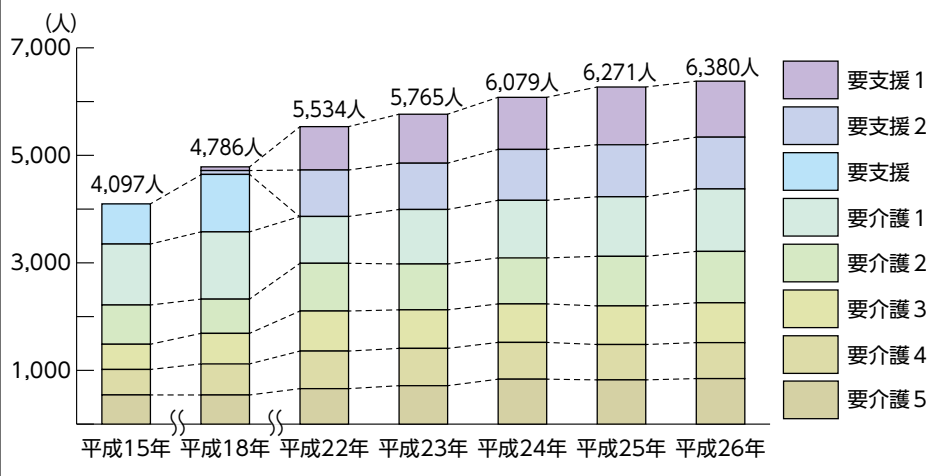


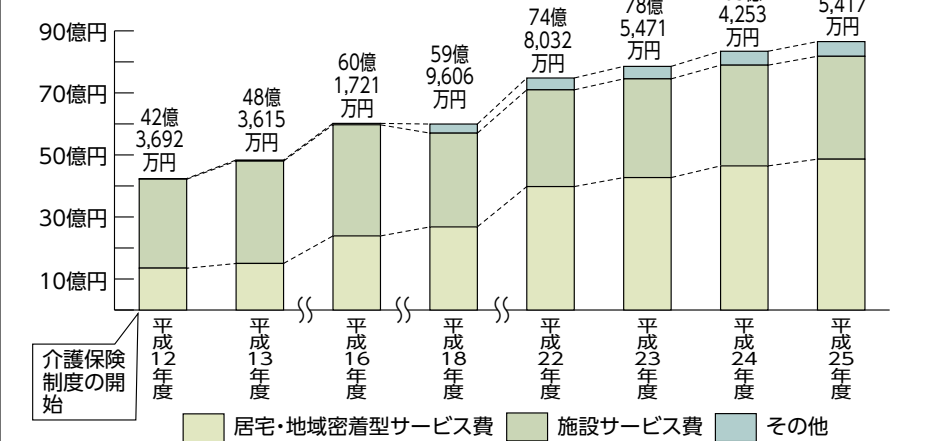
図2 要支援・要介護認定者数の推移



65歳以上の人口は平成26年3月末現在で30,369人で、高齢化率は30.7%です(図1)。また、要支援・要介護認定者数は平成26年3月末現在で6,380人です(図2)。高齢者人口と要支援・要介護認定者数はともに増加傾向にあります。

65歳以上の人口と要支援・要介護認定者数の推移

図3 介護保険給付費の推移



介護保険給付費は、介護保険制度が始まった平成12年度と比べて約2倍に増加しました(図3)。高額介護サービス費、高額医療合算サービス費など、その他の給付費も増加傾向にあります。

介護保険給付費の推移

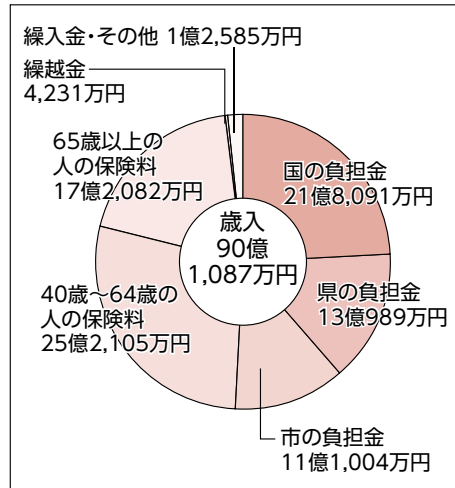


介護保険だより

平成25年度の決算状況

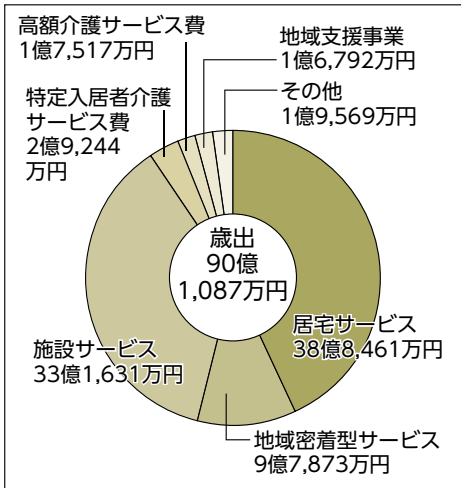
〈歳入〉

介護保険制度は、公費(国25%、県12.5%、市12.5%)と40歳以上の人の保険料(40歳～64歳の人29%、65歳以上の人21%)で賄われています。



〈歳出〉

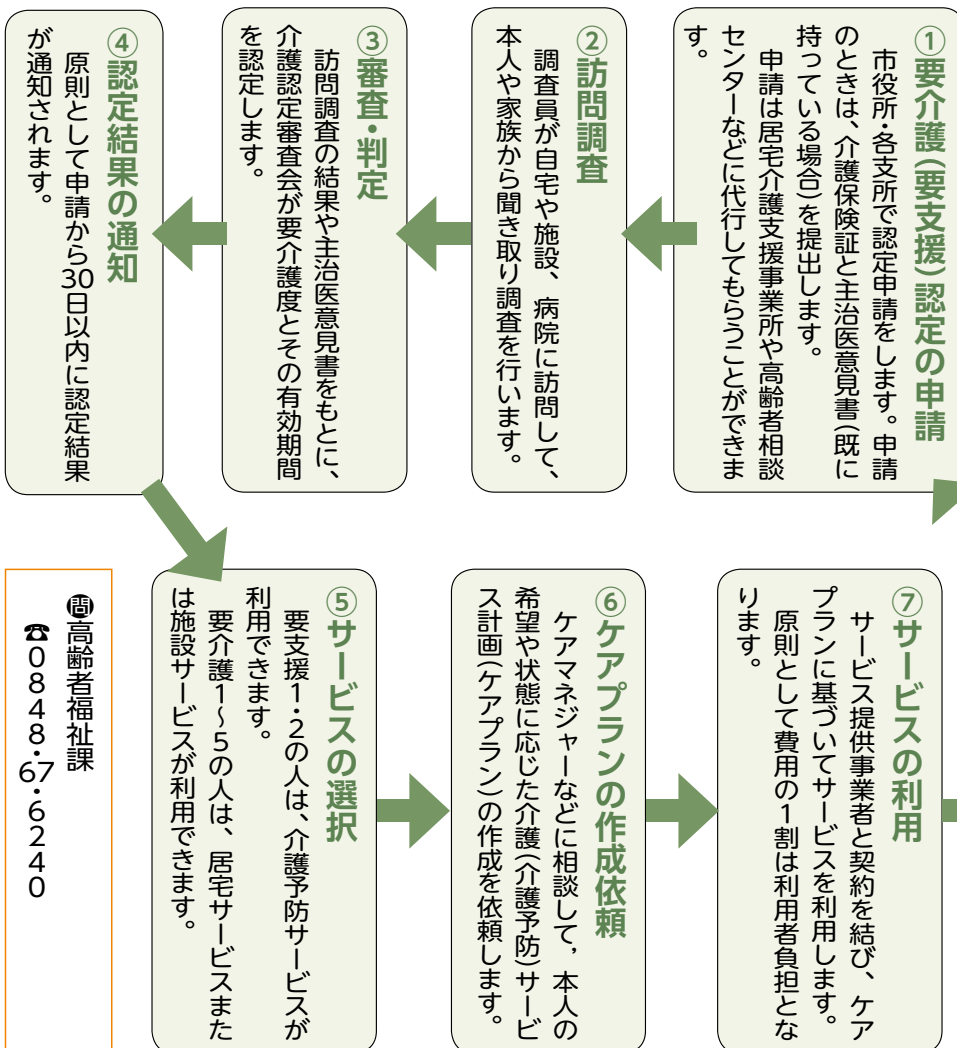
居宅サービス費と施設サービス費が、全体の9割以上を占めています。



介護保険サービスを利用するには要介護(要支援)認定が必要です

要介護(要支援)認定とは、被保険者の心身の状況などを踏まえて、要介護度とその有効期間を認定するものです。

●申請からサービス利用までの手順



高齢者福祉課
☎0848・67・6240



第7回観光写真コンテスト ～三原の四季と城下町～

テーマ

三原市を題材としたもの。四季折々の風景、イベント、情緒あふれる城下町や豊かな田園風景など

前回の金賞受賞作品「さざなみの夜明け」松浦 定さん▶



受付期間 来年1月5日(月)～2月2日(月)(消印有効)

応募資格 プロ・アマチュアは問いません

応募規定

- ・サイズはA4または4切(ワイド4切は不可)プリントのもの。合成したものは不可
- ・本人が今年1月以降に市内で撮影した未発表の単写真
- ・1人3点まで。ただし、入賞、入選は1人1点
- ・作品に人物が写っている場合は、必ず本人の承諾を得ていること

出品料 無料

- | | |
|------------------------------|------------|
| 賞 大賞(1人)30万円 | 金賞(1人)15万円 |
| 銀賞(2人)5万円 | 銅賞(3人)3万円 |
| 入選(5人)1万円 | 佳作(5人)5千円 |
| みはら新魅力発見賞(若干名)2万円相当の特産品詰め合わせ | |

申し込み 持参か郵送で、写真の裏面右下に応募票(観光課、市ホームページなどに用意。コピー可)を観光課(市役所本庁5階☎0848・67・6014)へ

新規就農者育成研修の 受講者を募集

新たに農業を仕事にしたい人を対象にした研修の受講者を募集します。

期間 来年4月～平成28年3月

※原則、土・日曜日、祝日を除く。1日4時間以上。

ところ 園芸振興センター(大和町上徳良)、協力農家

内容 農作物の生産についての実践的な実習や講義など

※研修奨励金を支給します。

対象 市内に在住、または転入予定で次の①～③すべてに該当する人

- ①研修終了後、直ちに市内で就農する予定がある
- ②来年4月1日現在で18歳以上44歳未満
- ③すべての研修に参加できる



定員 2人

選考 就農計画書と面接、実習により選考

申し込み 来年1月9日(金)(必着)までに、申請書(農林水産課、各支所、市ホームページに用意)を農林水産課(市役所本庁5階☎0848・67・6077)へ

児童扶養手当法が一部改正 されました

今月から年金額が手当額よりも低い人は、その差額分の手当を受給できるようになりました。

受給要件 次の①～③の場合など

- ①子を養育している祖父母などが、低額の老齢年金を受給している
- ②父子家庭で、子が低額の遺族厚生年金のみを受給している
- ③母子家庭で、離婚後に父が死亡し、子が低額の遺族厚生年金のみを受給している

※受給要件に該当するかは、本人確認ができるものを用意し、事前に子育て支援課で確認してください。

【参考:児童扶養手当の支給月額(今年4月～)】

・子ども1人の場合 全部支給:41,020円、一部支給:41,010円～9,680円

※額は所得に応じて決定します。

受給手続き 本人による申請

支給開始日 申請の翌月分から

※これまで公的年金を受給していたことで児童扶養手当を受給できなかった人のうち、今年1月現在で支給要件を満たしている人が来年3月末までに申請したときは、今月分の手当から受給できます。

※今月～来年3月分の手当は、来年4月に支払われます。

☎子育て支援課 ☎0848・67・6045

第3回市民公開講座 がんフォーラム

入場料無料

～がんとともに「在宅・地域」で暮らす～

とき 20日(土)13時～15時30分

ところ リージョンプラザ 文化ホール

内容

▶基調講演

演題 やっぱり家がいい

講師 まるやまホームクリ

ニック院長 丸山典良さん



▲丸山典良さん

▶リレートーク

「がん治療する家族を在宅で支えて」

／患者家族

「がんになって治療して思ったこと」

／乳がん患者団体 オリーブ

▶年末健康ジャンボ抽選会

▶体験・相談コーナー

がんを知る展、小児がんと闘う子どもたちの作品展、医療用かつら装着体験、禁煙支援など。

定員 400人(先着順)

※希望者は直接、会場へ。

保健福祉課 ☎0848・67・6053

3日(水)～9日(火)は障害者週間

街頭キャンペーン

とき 3日(水)16時から

ところ イオン三原店、フジグラン三原、マックスバリュ本郷店

内容 福祉事業所の製作物と啓発用リーフレットの配布

寺院や古民家でのアート展 MAT'14

とき 5日(金)～7日(日)10時～16時

ところ 香積寺・宗光寺など本町地区の寺院と山脇邸など

内容 障害者を含め、さまざま人が制作した絵画やオブジェなど芸術作品の展示

カープ選手とのふれあいイベント

要入場整理券

とき 14日(日)13時30分～15時30分

ところ リージョンプラザ 文化ホール

内容 広島東洋カープ選手 中田廉さんによるトークショー、障害者就労支援施設による物品の販売

※入場整理券の問い合わせはNPO 法人ちゃんくす ☎0848・36・6525)へ



▲中田 廉さん

社会福祉課 ☎0848・67・6060

平成27年度固定資産税

償却資産の申告を忘れずに！

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)は、申告が義務付けられています。申告漏れや誤りのないよう確認してください。今月中に申告書が届かないときは連絡してください。

申告期間 来年1月5日(月)～2月2日(月)

提出先 資産税課、各支所地域振興課

対象となる償却資産

- ・法人税や所得税の損金、または必要経費に算入される減価償却資産(法人税や所得税が課税されない個人、法人が所有するものを含む)
- ・減価償却済の資産
- ・テナント入居者などが事業用として取り付けた内装や設備

※無形償却資産や自動車税、軽自動車税の課税対象を除く。

資産税課(市役所本庁2階) ☎0848・67・6039

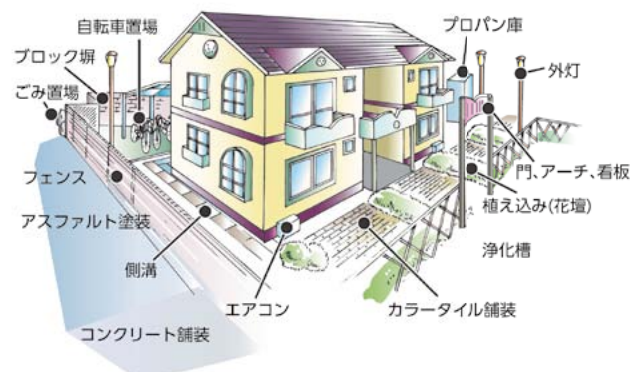
●償却資産の实地調査を行なっています

申告漏れや誤りを防ぐため、市内の全事業者を対象に实地調査を行なっています。資産台帳などの提出や現物照合調査などをお願いすることがあるので、協力をお願いします。

※申告漏れや誤りがあった場合、修正申告や税額更正を過年度に遡及することとなります。

※虚偽の申告や不申告、調査拒否に対しては、罰則が設けられています。

【例】アパート経営の主な償却資産は次のとおりです





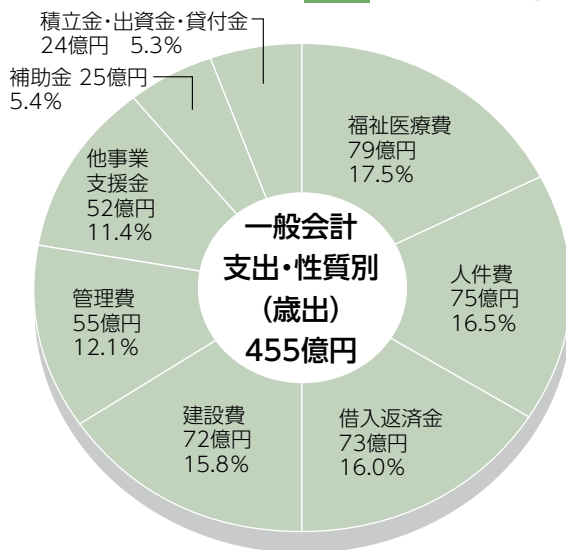
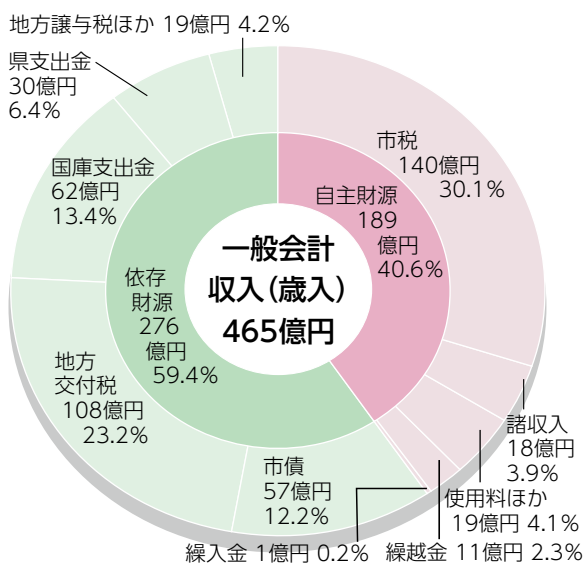
平成25年度の決算と平成26年度予算の執行状況をお知らせします

平成25年度は、平成24年度に引き続き、一般会計、特別会計とも黒字で決算しています。
平成26年度予算の9月末現在の執行状況と併せてお知らせします。

平成25年度の決算

●平成25年度 決算状況

| | 収入 (A) | 支出 (B) | 収支 (C=A-B) | 翌年度に繰延べた経費 (D) | 実質収支 (C-D) |
|------|-----------|-----------|---------------|-------------------|---------------|
| 一般会計 | 465億円 | 455億円 | 10億円 | 2億円 | 8億円 |
| 特別会計 | 285億円 | 278億円 | 7億円 | 1億円 | 6億円 |
| 合計 | 750億円 | 733億円 | 17億円 | 3億円 | 14億円 |



※使用料ほか…手数料、分担金、負担金、寄附金、財産収入を含みます。
 ※地方譲与税ほか…地方消費税交付金、地方特例交付金などを含みます。

●平成25年度に実施した主な事業と決算額

- 久井認定こども園の建設……………3億2,278万円
- 尾道市・三原市消防指令センターの整備……………1億3,651万円
- 小・中学校の耐震補強整備……………7億2,172万円
- 南小学校の建設……………11億5,964万円
- 武道館の建設……………1億5,171万円
- 市民球場スコアボード改修……………1億4,546万円
- 簡易水道の整備(久井・大和)……………13億4,537万円



▲久井認定こども園



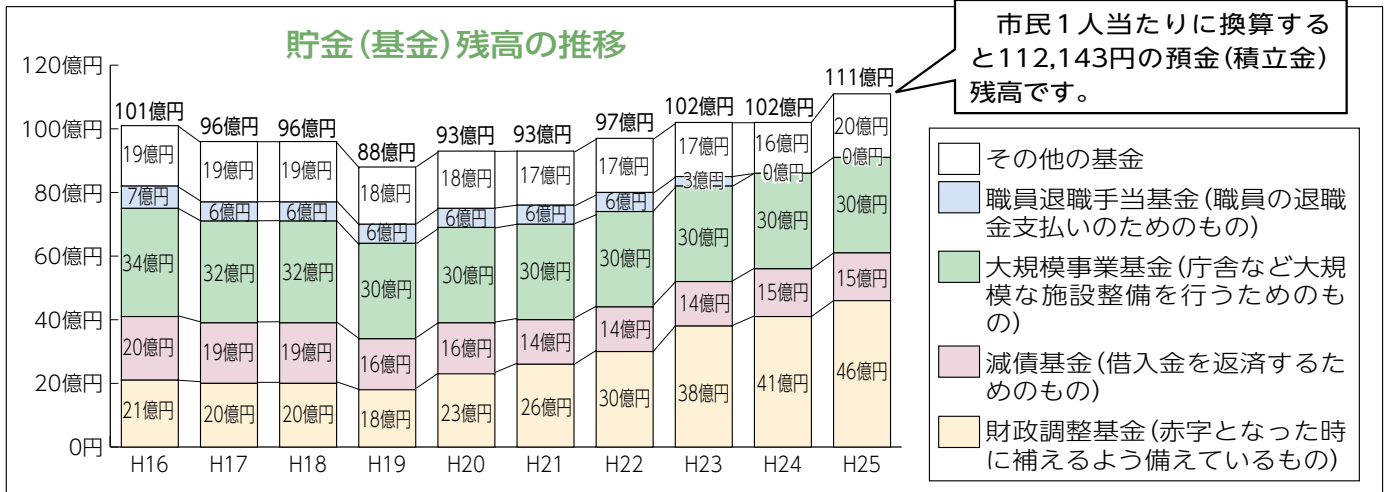
▲市民球場スコアボード



▲武道館

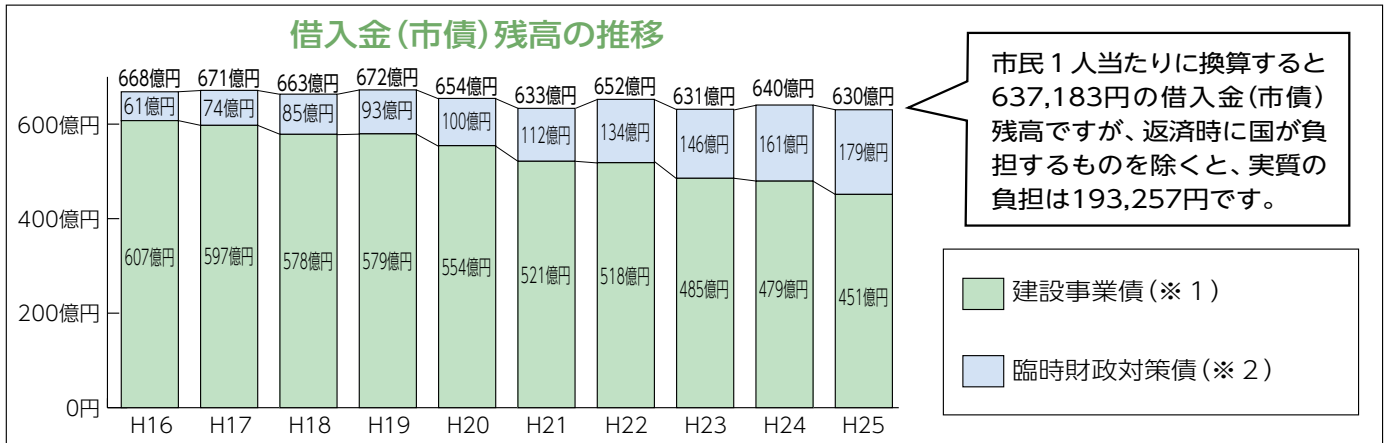
●平成25年度決算(普通会計)で見る財政の数値(市民1人あたりは人口98,917人で計算)

貯金(積立金)残高の推移



JR本郷駅やポポロ建設に大規模事業基金を取り崩しましたが、平成25年度決算では合併当時と比べて基金全体で10億円増加しています。

借入金(市債)残高の推移



平成16年度の合併時と平成25年度を比べると、建設事業債は借入より多く返済したので156億円減少しましたが、臨時財政対策債が118億円増加したので、全体では38億円の減少にとどまっています。

また、平成25年度の建設事業債残高451億円のうち260億円(※1)と臨時財政対策債残高の全額179億円(※2)の合計439億円は、返済時に国が負担することとなっているので、市の実質負担は191億円です。

※1 建設事業債…学校や道路などの整備時に借入れるもので、返済時に国が返済額の約58%を地方交付税として負担します。

※2 臨時財政対策債…地方交付税として、本来、国から市に支払われなければならないものを、市が立て替えて借入れることとなっており、返済時に国が100%を地方交付税として負担します。

0848・676028
財政課

| | 予算額 (A) | 収入 | | 支出 | |
|------|------------|-------|---------|-------|---------|
| | | 金額(B) | 割合(B/A) | 金額(C) | 割合(C/A) |
| 一般会計 | 465億円 | 207億円 | 44.5% | 165億円 | 35.5% |
| 特別会計 | 301億円 | 94億円 | 31.3% | 117億円 | 38.8% |
| 合計 | 766億円 | 301億円 | 39.3% | 282億円 | 36.8% |

| 水道事業 | 収益 (A) | 費用 (B) | 純損失 (C=A-B) |
|------|-----------|-----------|----------------|
| | | 12億円 | 16億円 |

平成26年
9月30日現在

平成26年度予算
上半期(4月~9月)
の執行状況



市職員の給与などをお知らせします

平成26年4月1日現在

3 職員の平均給料月額と平均年齢

| 区分 | 一般行政職 | |
|-----|----------|-------|
| | 平均給料月額 | 平均年齢 |
| 三原市 | 320,750円 | 41.7歳 |
| 国 | 335,000円 | 43.5歳 |

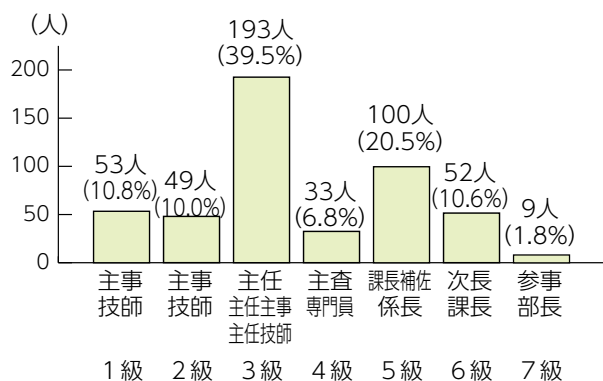
4 職員の初任給

| 区分 | | 三原市 | 国 |
|-------|---------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒(上級) | 187,700円 | 187,700円 |
| | 大学卒 | 180,800円 | 174,200円 |
| | 高校卒 | 151,800円 | 142,100円 |

5 職員の経験年数・学歴別の平均給料月額

| 区分 | | 経験年数 | | |
|-------|-----|----------|----------|----------|
| | | 10~14年 | 15~19年 | 20~24年 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 281,400円 | 317,400円 | 364,300円 |
| | 高校卒 | — | 287,700円 | 334,500円 |

6 一般行政職の級別職員数(合計489人)



※職員数は、職務区分による一般行政職の人数(税務職43人、看護・保健職28人、福祉職60人、消防職159人、企業職43人、技能労務職38人、幼稚園教諭46人、指導主事10人を除く)。

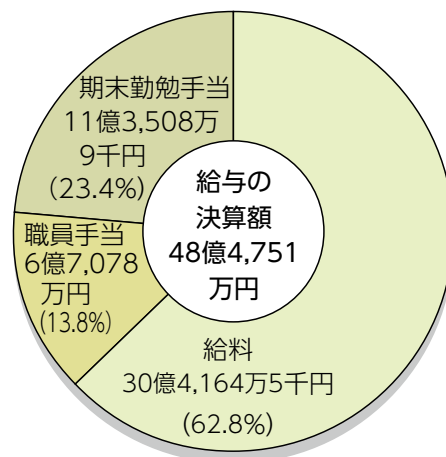
市職員の給与などは、地方自治法と地方公務員法の定めに基づき、市の条例と規則で定められています。給与や手当などについて主な内容をお知らせします。

職員課 ☎0848・67・6026

1 特別職の給料など

| 区分 | 給料・報酬 | 期末手当 ※平成26年12月1日現在。 | | | |
|-----|----------------|------------------------|------------|------------|----------|
| | | 6月期 | 12月期 | 合計 | |
| 特別職 | 市長 給料 943,000円 | 1.90 月分 | 2.20 月分 | 4.10 月分 | |
| | 副市長 // | | | | 774,000円 |
| 議員 | 議長 報酬 530,000円 | | | | |
| | 副議長 // | | | | 475,000円 |
| | 議員 // | | | | 428,000円 |

2 職員の給与(平成25年度一般会計決算)



※職員1人当たりの平均給与(給料+手当)は年額約570万円です。

7 職員手当

| 区分 | 内 容 | | |
|------------------|-------------------|--------------|-------------|
| 特殊勤務手当 平成25年度 | 手当を受けている職員の割合 | 17.6% | |
| | 支給対象職員1人当たりの平均支給額 | 23,219円 | |
| | 手 当 の 種 類 | 9種類 | |
| 時間外勤務手当 | 平成25年度 | 支給総額 | 3億4,657万8千円 |
| | | 職員1人当たりの支給年額 | 42万8千円 |
| | 平成24年度 | 支給総額 | 3億3,196万3千円 |
| | | 職員1人当たりの支給年額 | 41万5千円 |

| 区 分 | 三原市 | | 国 | | |
|--------|-----------------------------------|---------------------------------------|----------|-------------------------------------|----------|
| | 期 末 | 勤 勉 | 期 末 | 勤 勉 | |
| 期末勤勉手当 | 6月期 | 1.225月分 | 0.675月分 | 1.225月分 | 0.675月分 |
| | 12月期 | 1.375月分 | 0.825月分 | 1.375月分 | 0.825月分 |
| | 合 計 | 2.6月分 | 1.5月分 | 2.6月分 | 1.5月分 |
| | ※職制上の段階や級などで加算。 ※平成26年12月1日現在。 | | | | |
| 退職手当 | | 自己都合 | 勸奨 | 自己都合 | 勸奨 |
| | 最高限度額 | 52.44月分 | 52.44月分 | 52.44月分 | 52.44月分 |
| | 勤続20年 | 21.62月分 | 27.025月分 | 21.62月分 | 27.025月分 |
| | 勤続25年 | 30.82月分 | 36.57月分 | 30.82月分 | 36.57月分 |
| | 勤続35年 | 43.70月分 | 52.44月分 | 43.70月分 | 52.44月分 |
| | 退職時の加算など | 勤続20年以上で、定年前早期勸奨退職特例措置として上記率に2~20%を加算 | | 勤続20年以上で、定年前早期退職特例措置として上記率に2~45%を加算 | |

8 職員の定員

| 部 門 | 職員数(人) | | 対前年比(人) | |
|----------|--------|-------|---------|-----|
| | 平成26年 | 平成25年 | | |
| 一般行政部門 | 議 会 | 7 | 7 | 0 |
| | 総 務 | 157 | 158 | △ 1 |
| | 税 務 | 43 | 43 | 0 |
| | 民 生 | 139 | 148 | △ 9 |
| | 衛 生 | 71 | 72 | △ 1 |
| | 労 働 | 0 | 0 | 0 |
| | 農 水 | 29 | 29 | 0 |
| | 商 工 | 17 | 13 | 4 |
| | 土 木 | 92 | 95 | △ 3 |
| | 小 計 | 555 | 565 | △10 |
| 特別行政部門 | 教 育 | 127 | 125 | 2 |
| | 消 防 | 161 | 162 | △ 1 |
| | 小 計 | 288 | 287 | 1 |
| 一般会計 計 | | 843 | 852 | △ 9 |
| 公営企業部門など | 水 道 | 43 | 43 | 0 |
| | その他 | 30 | 30 | 0 |
| | 小 計 | 73 | 73 | 0 |
| 合 計 | | 916 | 925 | △ 9 |

※職員数には地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員は除きます。

| 区 分 | 内 容 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 |
|------|--|----------|----------------------------------|
| 扶養手当 | <ul style="list-style-type: none"> ●配偶者 13,000円 ●扶養親族 配偶者(有)の場合 1人目 6,500円 2人目 6,500円 3人目以降 6,500円 配偶者(無)の場合 1人目 11,000円 2人目 6,500円 3人目以降 6,500円 ※16~22歳は、それぞれ5,000円を加算。 | 同じ | |
| 住居手当 | <ul style="list-style-type: none"> ●持ち家の場合 なし ●借家・借間の場合 27,000円以内 | 同じ | |
| 通勤手当 | <ul style="list-style-type: none"> ●交通機関利用者 負担額が55,000円以下 実負担額 " 55,001円以上 55,000円 ●交通用具使用者 距離により 2,900円~31,600円 | 一部国と異なる | ●交通用具使用者 距離により 2,000円~31,600円 |